

公募型総合評価決定方式（業務体制確認タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり一般競争入札に付しますので、入札参加希望者は参加表明書及び技術資料を提出されたく公募します。

2025年4月1日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 寺山 徹

1 業務概要

(1) 業 務 名 (負) 新大宮上尾道路用地復元測量調査 (2025 年度)

(2) 業務内容

本業務は、新大宮上尾道路（与野～上尾南）建設事業の用地買収に伴う建物等収去後の復元測量業務を行うものである。

＜業務内容＞

対象地域（さいたま市中央区円阿弥六丁目から同市大宮区三橋二丁目地内）所在の土地について、復元測量調査を実施し、成果品を納入する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から360日間

(4) そ の 他

①本業務は、参加表明書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、入札金額と技術資料を総合評価して落札者を決定する公募型総合評価決定方式（業務体制確認タイプ）である。落札者の決定方法等の詳細については、現場説明書1(13)に記載のとおりである。

②本業務は、参加表明書の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。

③その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

(1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。

(2) 首都高速道路株式会社における2025・2026年度競争参加資格の「測量一般」の認定を受けている者であること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について (https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載）。なお、上

記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項1(11)ウの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

① 法人に必要とされる要件

イ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項別表の土地調査部門の登録を受けていること。

ロ 2015年度以降に完了した以下に示される同種業務または類似業務について1件以上の実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務における「調査・設計業務成績評定通知書」によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものの及び、契約額が200万円以下の業務は対象外とする。

同種業務：国土交通省（環境省発注の中間貯蔵施設整備事業を含む。以下同じ。）、高速道路株式会社（首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社をいう。以下同じ。）、高速道路公社（名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社をいう。以下同じ。）、都道府県、政令指定都市のいずれかが発注した用地測量調査業務。

類似業務：国土交通省、高速道路株式会社、高速道路公社、都道府県、政令指定都市のいずれかが発注した「補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）」第2条第1項の別表のいずれかの業務（ただし、同種業務を除く。）。なお、詳細は「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（令和2年12月23日 国不用第35号）」の記1の別紙のとおりとする。

ハ 測量士、補償業務管理士（土地調査部門）をそれぞれ1名以上有していること。

② 配置予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格

以下の技術者資格を有するものとする。

管理技術者：測量士（用地測量に関し、7年以上の実務経験を有すること）及び補償業務管理士（土地調査部門）。なお、測量士のみを有する者でも可とする。

ロ 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は2015年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務における「調査・設計業務成績評定通知書」によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものの及び、契約額が200万円以下の業務は対象外とする。

同種業務：国土交通省、高速道路株式会社、高速道路公社、都道府県、政令指定都市のいずれかが発注した用地測量調査業務。

類似業務：国土交通省、高速道路株式会社、高速道路公社、都道府県、政令指定都市のいずれかが発注した「補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）」第2条第1項の別表に掲げる登録部門に係る公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関するいずれかの業務。なお、詳細は、「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（令

和2年12月23日 国不用第35号)」の記1の別紙のとおりとする。

- (5) 参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに、当社から競争参加停止措置（平成 17 年準則第 22 号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術資料の評価基準

(1) 技術資料による評価

- ① 法人の業務実績
- ② 予定管理技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社 更新・建設局 総務・経理課

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 2-2-1（神田スクエア 17 階）

TEL：03-6803-3696 FAX：03-6803-3755

(2) 現場説明書・技術資料作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間：2025 年 4 月 1 日（火）から 2025 年 4 月 14 日（月）午後 4 時まで。
- ② 方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R 等の配布）により無償で交付するので、上記（1）の担当課まで申し出ること。
 - ・ 首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>）

③ 交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書及び技術資料の提出期限、提出場所及び提出方法

① 電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

- ・ 受付期間：2025 年 4 月 1 日（火）から 2025 年 4 月 14 日（月）午後 4 時まで。

技術資料（持参又は郵送により提出すること。）

< 持参の場合 >

- ・ 受付期間：2025 年 4 月 1 日（火）から 2025 年 4 月 14 日（月）午後 4 時までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。)
- ・ 受付場所：上記 4(1)に同じ。

< 郵送の場合 >

- ・受付期間 : 2025 年 4 月 1 日 (火) から 2025 年 4 月 11 日 (金) まで (必着)。
- ・郵送方法 : 書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に現場説明書に記載の担当部局まで連絡すること。

②紙入札による場合

参加表明書及び技術提案書 (持参又は郵送により提出すること。)

<持参の場合>

- ・受付期間、受付場所は、上記 4 (3) ①<持参の場合>のとおり。

<郵送の場合>

- ・受付期間、郵送方法、郵送先は、上記 4 (3) ①<郵送の場合>のとおり。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記 4 (1) に同じ。
- (4) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 8 時まで。
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777 (ダイヤルイン)

(平日のみ午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (正午から午後 1 時までを除く。))

Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで入札参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記 4 (1) に掲げる担当課に照会すること。
- (8) 詳細は現場説明書及び技術資料作成要領による。